平成２６年（フ）第１７号
千葉県鴨川市小湊93番地
債務者　西宮　　洋
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第１０７号
新潟市中央区幸西１丁目５番20号　メゾン八千代502号
債務者　武田　　宏
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２３号
新潟市西蒲区打越甲2578番地乙
債務者　平岡　　瞳
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８５号
金沢市木越１丁目308番地
債務者　市井　洋子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第９３号
山梨県笛吹市一宮町一ノ宮1031　依田方、住民票上の住所山梨県笛吹市一宮町神沢260番地２
債務者　雨宮　正一
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９４号
山梨県甲州市塩山千野680番地
債務者　雨宮　正美
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０２号
山梨県甲府市住吉３丁目26番19号　望月Ｄ
債務者　堀内　久子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
山梨県甲府市国母５丁目１番15号
債務者　石原　克彦
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３９号
長野市信州新町上条94番地１　上条なごみ館
債務者　清水　尚彦
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５３号
長野県上田市上野1100番地49
債務者　藤極　　達
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第７６号
長野県安曇野市三郷明盛3328番地７　カスケハイツ201、前住所長野県塩尻市大字広丘野村1788番地521　エクセルマンション九里巾101
債務者　後藤　照夫
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第８１号
長野県松本市波田9978番地の６
債務者　小林　寿治
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３０号
長野県飯田市松尾新井6053番地１　大石ハイツ201号
債務者　清水奈緒美
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第１６９号
岐阜県郡上市白鳥町大島775番地１
債務者　岡田　朋子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４７号
三重県伊賀市上野忍町2408番地の２　グランヴィラ伊賀214号室、前住所三重県伊賀市平野六反田222番地の１
債務者　原　由紀子（旧姓小森）
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１１４号
奈良県生駒郡三郷町立野北３丁目６番14号
債務者　福永まり子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１３６号
奈良県桜井市大字大豆越156、住民票上の住所奈良県大和高田市蔵之宮町17番24号
債務者　嶋中　信明
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
奈良地方裁判所